

新型コロナウイルス感染症による 小学校休業等対応助成金

令和3年8月1日から令和3年12月31日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主は助成金の対象となります！

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、**臨時休業など**をした小学校など(保育所等を含みます)に通う子ども
- ② 新型コロナウイルスに**感染した子ども**など、小学校などを休む必要がある子ども

助成額

有給休暇を取得した対象労働者に
支払った賃金相当額

×

10/10

具体的には、対象労働者1人につき、対象労働者の
日額換算賃金額(日額上限13,500円/特例地域15,000円)×有給休暇の日数
で算出した合計額を支給します。

対象者・対象条件等

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

「臨時休業等」とは

小学校などが臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所などから利用を控えるよう依頼があった場合が対象

「小学校等」とは

小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校、特別支援学校、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等

②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある(※)子ども

ア) 新型コロナウイルスに感染した子ども

イ) 新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども(発熱などの風邪症状、濃厚接触者)

ウ) 医療的ケアが日常的に必要な子ども、または新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患などを有する子ども

③対象となる保護者

親権者、未成年後見人、その他の者(里親、祖父母など)であって、子どもを現に監護する者が対象。

各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含む。

④対象となる有給の休暇の範囲

◆授業日、放課後児童クラブなど本来施設が利用可能な日であるかにかかわらず、その子どもの世話をするために休暇を取得した日は対象

(日曜日や夏休みなどは対象外)

◆半日単位の休暇、時間単位の休暇は対象(勤務時間短縮は対象外)

◆就業規則などが整備されていない場合でも、要件に該当する休暇を付与した場合は対象

◆年次有給休暇や欠勤、勤務時間短縮を、事後的に特別休暇に振り替えた場合の扱いは対象

① 令和3年8月1日
～同年10月31日の休暇

令和3年12月27日(月) **必着**

② 令和3年11月1日
～同年12月31日の休暇

令和4年2月28日(月) **必着**

